

橋梁個別施設計画

1. 計画対象施設の設定及び現状

1-1 計画対象施設の設定

本個別施設計画は、福岡県が管理する下記の橋梁 4,956 橋を対象とします。

表1 種別毎の施設数

(令和2年3月末時点)

道路種別	橋梁数
一般国道	828
主要地方道	1,935
一般県道	2,193
合計	4,956

2. 基本的な考え方

2-1 基本方針

将来にわたって橋梁を安全に利用していくため、計画立案・点検・判定・維持管理対策といったメンテナンスサイクルを実施しながら、予防的な補修及び計画的な架換えを行います。

これにより、施設の長寿命化を図ることや、財政負担を軽減、平準化することで、効率的・効果的な維持管理を実施します。

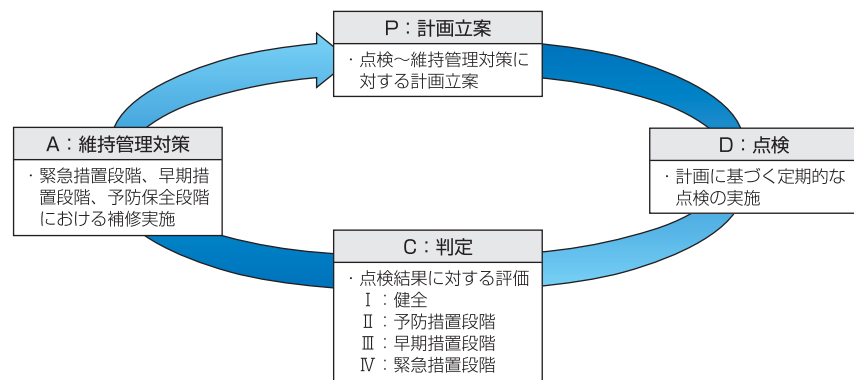


図2 PDCAサイクル型維持管理

2-2 点検

福岡県が管理する橋梁は、定期点検を実施しております。これらの点検は、「橋梁定期点検要領(平成27年3月)」に基づき実施します。

2-3 評価

点検を行う施設は、構造上の部材等の健全性に応じ4段階(I~W)で区分し、区分に応じ適切に措置を講じます。

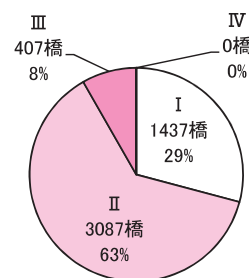
3. 施設の状態等

1点検により、I~Wに区分した施設総数は、4,931 橋です。

そのうち、I区分(健全)は約29%、II区分(予防保全段階)は約63%、III区分(早期措置段階)は約8%です。W区分(緊急措置段階)に該当する施設はありません。

表2 評価区分

判定区分	状態
I 健全	橋梁の機能に支障が生じていない状態であり、監視や対策を行う必要のない状態をいう。
II 予防保全段階	橋梁の機能に支障が生じていないが、予防保全の観点から状況に応じて、監視や対策を行うことが望ましい状態をいう。
III 早期措置段階	橋梁の機能に支障が生じる可能性があり、早期に監視や対策を行う必要がある状態をいう。
IV 緊急措置段階	橋梁の機能に支障が生じている、又は生じる可能性が著しく高く、緊急に対策を行う必要がある状態をいう。



4. 対策の優先順位の考え方

対策の優先順位は、健全性の他、道路利用者など第三者への影響度や路線の重要度などを総合的に勘案して判断します。

① 補修

判定区分 III (早期措置段階)に評価された施設の対策を推進します。

次いで、判定区分 II(予防保全段階)に評価された施設の対策を実施します。

② 架換え

損傷事例の多い構造を有している橋梁や河川の基準を満足していない橋梁などについては、判定区分にかかわらず計画的に架換えを実施し、予算の平準化を図ります。



主要地方道 直方芦屋線 西祇園橋 (芦屋市)



主要地方道 甘木田主丸線 両筑橋 (朝倉市~久留米市)